

家計急変事由対象一覧（簡易版）

①保護者等が、被雇用者、公務員、被雇用者であるが雇用保険に加入していない者	
ア	負傷、疾病により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である場合
イ	自己の責めに帰することのできない理由による離職があった場合
	i) 保護者等が被雇用者であり雇用保険に加入している場合
	ii) 保護者等が公務員や、被雇用者であるが雇用保険に加入していない場合
②保護者等が、個人事業主、一人会社の役員	
ア	負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難である場合
イ	営む事業が債務超過等となり、その営む事業を廃止した場合
ウ	妊娠・出産、育児により就労が困難となり、その営む事業を廃止し、その後30日以上就労することが困難である場合
エ	保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が90日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止した場合
エ	常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために保護者等が事業を廃止した場合
③上記以外の理由で、自己の責めに帰することのできないもの	
ア	保護者等が事業を行う個人等の場合で、営む事業が債務超過等となった場合
イ	法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者（一人会社の役員）を除く。）が、正当な理由によりその職を辞任した場合
	i) 負傷、疾病により役員を辞任し、その後90日以上就労が困難である場合
	ii) 妊娠・出産、育児により就労が困難となり役員を辞任し、その後30日以上就労することが困難である場合
	iii) 保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（役員を辞任し、その後療養を必要とする期間が90日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために役員を辞任した場合
	iv) 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（役員を辞任し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために役員を辞任した場合